

# 生活保護



## 自動車

にかかる取り扱いについて



### 自動車の取り扱いの原則について



自動車は、生活保護の制度上、「資産」となることから、原則として処分し、生活費に充てることとなっています。また、自動車の所有も、保険料や車検代などの維持費を、最低生活費の範囲で支出しなければならないため、生活費を圧迫し自立を阻害する状況となるため、原則として所有は認められていません。また、他人名義の車両でも使用は認められません。

### 自動車が認められる条件について



生活保護法等に基づき、個別ケース毎に要否判定を行います。

#### 【容認する場合の一例】



- 就労のための通勤に公共交通機関の利用が著しく困難な場合
- 障がいのある方が通院に公共交通機関が利用できない場合（障がいの状況による）
- 燃料代や車検代、保険料などの費用に対して、就労収入や障害者加算、扶養義務者からの援助、他施策などの活用により、確実に維持費が賄われる見通しがある場合

### 自動車保有を容認した場合の留意事項



- 日常生活の買い物等での利用を許可しますが、遊興目的で度々使用することはできません。  
但し、事業用として容認された場合は、他用途での利用はできません。
- 自動車使用状況報告書を毎月提出してください。
- 年に一度、福祉事務所にて、容認についての再検討を行います。その際は、車検証、  
自賠責保険料証明書、任意保険料証明書の写しの提出をお願いします。
- 万が一、交通事故を起こした場合は、速やかに担当ケースワーカーに報告してください。

#### ■問い合わせ・相談先

塩尻市役所 健康福祉部 福祉支援課生活支援係

塩尻市大門七番町3番3号 保健福祉センター1階

電話番号 0263-52-0280 (内線2113・2114)

